

# 農業に伴う廃棄物の適正な処理について

農業生産活動を行っていく中で、様々な廃棄物が発生します。

農業生産活動に使用された廃プラスチック類は、事業系廃棄物であり産業廃棄物として扱われます。

事業系廃棄物は次のように分類されます。



## 事業系廃棄物

### (1) 産業廃棄物

(事業活動に伴って生じた廃棄物であって、法で規定された 20 種類の廃棄物)

- ・廃プラスチック (※1)
- ・廃油：農業用機械の廃潤滑油、燃料等の残り
- ・廃農薬：期限切れ農薬 (※2)
- ・ガラスくず
- ・金属くず：ハウス用パイプ、釘、針金、機械部品 など

### (2) 事業系一般廃棄物

(事業活動に伴い生じた廃棄物であって、産業廃棄物以外のもの)

- ・紙類、ダンボール類、作物残渣 (摘葉、栽培終了後の株等) など

#### ※1 農業生産活動における廃プラスチック

- ・ハウス用被覆ビニール ・マルチシート ・肥料袋 ・育苗袋
- ・育苗ポット ・プラグトレイ ・育苗箱 ・プラスチックコンテナ
- ・ハウスパッカー ・ブルーシート ・遮光資材 ・農薬の空容器
- ・灌水チューブ など

#### ※2 廃農薬の処理

農薬は必要な量を購入し、使い切りが原則です。

やむを得ず農薬が残った場合には、農協や搬入先の業者を通じて農薬メーカーに処分を依頼するか、または、許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託する必要があります。

## 事業系廃棄物の処理方法

### (1) 産業廃棄物

- ・産業廃棄物収集運搬業者に処理を依頼するか、自ら産業廃棄物処理業者に持ち込み処分する
- ※個人で処理を委託する場合は、返送されるマニフェスト（A、B2、D、E票）を5年間保管する
- ・廃農薬、廃プラスチックは、地域のJAの回収事業を利用する

### (2) 事業系一般廃棄物

- ・一般廃棄物収集運搬業者に処理を依頼するか、分別して自らポックルくろだおクリーンセンターに持ち込み処分する



- 廃棄物の処理を委託する場合は、廃棄物処理業の許可を受けた業者へ委託する必要があります。  
また、無許可の業者に委託すると懲罰または罰金が科せられます。
- 「不法投棄」「不法埋立」は法律で禁止されています。  
また、「野焼き」も一部例外を除き原則法律で禁止されています。

## 廃棄物置き場の設置

廃棄物を処理するまでの一時保管場所を設置し、分別保管しましょう



お問い合わせはポックルくろだお（衛生対策室）まで

電話：0826-23-1120